

# フォント使用許諾契約書

(株)日本書技研究所

お客様(法人又は個人)が、株式会社日本書技研究所(以下、弊社といいます)のフォントソフトウェア(以下、本ソフトウェアといいます)をご利用するにあたり、本契約に定める使用条件にご同意いただく必要があります。本ソフトウェアの購入をお申し込みいただく前に必ず以下をお読みください。

お客様が本契約の全ての条項に同意されることを条件として、弊社はおお客様に対し本ソフトウェアの使用を許諾いたします。お客様が本ソフトウェアのダウンロードを開始することで、お客様は本契約に同意したものとみなされます。

## 1.総則

この契約は、お客様と弊社との間における本ソフトウェアの使用に関する取り決めです。

## 2.本ソフトウェアに関する権利

本ソフトウェアに関する著作権その他の権利は、弊社又は弊社が使用許諾を受けている第三者に帰属し、お客様は本契約条項の範囲内でのみ、本ソフトウェアを使用することができます。

## 3.使用許諾範囲

お客様は、本ソフトウェアをお客様が所有する1 台のコンピュータで、非商用目的にのみ使用することができます。

## 4.禁止事項

お客様は、本ソフトウェアを以下の方法で利用することはできません。

使用時は別途**商用ライセンス利用料**が必要です

- (1) 看板作成、ディスプレイ、賞状、ポスター、商品パッケージのデザイン、などに使用すること
- (2) テレビ、CMその他の商用映像で映像として使用すること
- (3) テンプレート、webサイトその他のデジタルコンテンツを制作すること
- (4) ネームプレート、賞状、印鑑、その他の文字を主体とした物を作成する印刷サービスやデータ生成サービスを行うこと
- (5) 作成されたPDFファイル又はアウトライン生成して作成された電子データを不特定の第三者に頒布すること
- (6) インストールしたコンピュータ1台以外のコンピュータで利用すること
- (7) サーバーに格納すること
- (8) ハードウェア又はソフトウェアに搭載して頒布すること
- (9) 第三者に再使用権を設定しその他の方法で第三者に使用させること
- (10) 出力される書体又は付属ドキュメントを複製、転記すること
- (11) 改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等すること
- (12) 本ソフトウェア又は本ソフトウェアから生成されたデータを元に新たなデータ又はプログラムを作

成又は頒布すること

(13)本ソフトウェアの著作権表示及び登録商標表示を除去したり、不明確にしたりすること

(14)本ソフトウェアを利用して制作したロゴ、商標、商号その他商品等表示を登記、登録すること

上記の各禁止事項について、別途商利用ライセンスの契約を結ぶことでご利用が可能です。判断がつかない場合は、弊社までお問い合わせください。

## 《お問い合わせ先》

(株)日本書技研究所

〒153-0064 東京都目黒区下目黒2-17-5

nakamoto@ensk.co.jp

TEL.03-5487-0717 / FAX.03-5487-0440

## 《受付》

月~金曜日 9:00~17:00 (弊社休業日を除く)

\* 土・日・祝日及び弊社休業日はE-mail・FAX のみ受付いたしております。

## 5.複製

お客様は、本ソフトウェアをバックアップの目的でのみ一部複製することができます。

## 6.免責その他

(1)弊社は、お客様が本ソフトウェアの利用に際して発生した損害及び使用不能から生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

(2)弊社は、本ソフトウェアの利用に際してお客様が第三者に対して与えた損害について、一切の責任を負わないものとします。

この場合、お客様は、第三者に対して与えた損害について、自らの責任と費用をもって解決し、弊社に損害を与えることがないものとします。

(3)本ソフトウェアの利用において、物理的な欠陥及び不備については、良品と交換いたします。

(4)本契約の内容は、予告無く変更する場合があります。

(5)本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国法に従って解釈されるものとします。

## 7.使用権の終了

お客様が本契約条項のいずれかの条項に違反した場合には、弊社は、お客様の本ソフトウェアの使用権を終了させることができるものとします。

この場合、お客様は直ちに本ソフトウェア及びその複製物を、消去又は破棄するものとします。

## 8.管轄裁判所

本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上